

## 所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹
  - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する10日を限度として、月1回に限り算定。
3. 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

## 令和5年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和5年									令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2	1	8	2	3	3	2		1	1	3	
	日数	12	5	39	17	27	8	11		7	1	20	
尿路感染症	人数	2	6	8	6	3	3	6	4	2		3	6
	日数	10	33	48	37	15	17	29	24	10		16	43
带状疱疹	人数					2	1				1		1
	日数					14	7				7		1
蜂窩織炎	人数	2		2		1	3	1			1	1	2
	日数	10		12		7	18	7			10	10	15